

「らい予防法の廃止に関する法律」等について

「らい予防法」は、明治40年の法律第11号にその源を発し、感染症対策としての患者の隔離を主体とした法律であり、患者隔離によりハンセン病の予防を図ってきました。

しかし「らい予防法」は、『感染しても発病することは極めて稀な病気であること』、『仮に発病しても治療方法の確立している現在では適切な治療を行うことにより完治する病気である』という医学的知見にそぐわなくなったにもかかわらず、見直されず存在し続けました。これらの結果、長い間ハンセン病患者及びその家族の方々の尊厳を傷つけ、多くの苦しみを与えることになりました。

このようなことから、平成8年4月1日に「らい予防法」が廃止され、同時に国立療養所の入所者に対する医療及び福祉の処遇の維持継続を図ることを目的とした「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されました。

さらに、平成13年6月に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、補償金の支給や名誉回復を図ることとなりました。



組織の名称変更について

平成15年5月より藤楓協会島根県支部は島根県藤楓協会に名称を変更いたしました。皆様とともに普及啓発、交流の輪を広げていけますよう、今後ともご協力をお願いします。

また、当協会では民間団体がハンセン病に関する正しい知識の普及啓発活動や療養所への交流訪問を実施される場合、経費の一部を支援いたします。くわしくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町111番地 センチュリービル5F

島根県健康福祉部 健康推進課内

島根県藤楓協会 事務局

TEL 0852-22-6195 FAX 0852-22-6328